

農地等利用最適化推進施策の 改善に関する意見

令和6年6月

いわき市農業委員会

日頃から本市農業委員会の活動に対しまして、格段なる御理解と御協力を賜るとともに、本市の農業振興につきましては、積極的な取組み並びに、御尽力を賜り、改めまして心から感謝申し上げます。

本市の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手の不足による遊休農地の増大や、TPP11等の経済連携協定に伴う輸入農畜産物の増加、さらには気象変動による大規模自然災害の発生や、世界情勢の変化による肥料や燃料などの価格高騰等、非常に厳しい状況が続いております。

このような中、本市農業委員会では、農業委員会の最も重要な必須業務に位置付けられている「農地等の利用の最適化の推進」に向けて、「担い手への農地利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」の3つの取組みについての目標を掲げ、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、日常的な農地パトロールをはじめ、遊休農地所有者への今後の農地利用に係る意向調査や、農地の貸し借りに係る出し手と受け手のマッチング、さらには地域の現状把握などの様々な活動を行ってまいりました。

令和3年7月に発足した第17期農業委員会体制の任期が間もなく満了するにあたり、3年間の活動の総仕上げと位置付け、「農業委員会等に関する法律」第38条第1項の規定に基づき、農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見を取りまとめましたので、ここに提出いたします。

なお、本意見の内容を十分精査いただき、施策へ反映くださるようお願い申し上げます。

令和6年6月28日

いわき市長 内田 広之 様

いわき市農業委員会
会 長 草野 庄一

1 担い手への農地利用の集積・集約化に関する事項

農業従事者の高齢化や減少が進む中、担い手の確保や効率的・安定的な農業経営が課題となっています。

農業経営における生産性の向上や競争力の強化を図るためには、経営規模の拡大等による大幅なコストダウンによる収益性の高い農業を目指す必要があります。

そのため、担い手への農地利用の集積・集約化に向けて、次の事項に対応することが必要と考えます。

(1) 地域計画策定の推進強化

令和5年4月1日から、人・農地プランが法定化され、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を定めることが制度化されました。

このため、既に農地の効率的活用の機運が醸成されている中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の実施地区を重点に、話し合い活動を積極的に実施するなど、地域計画策定に向けた推進強化を図ることが必要と考えます。

(2) 農地中間管理事業の活用促進

地域計画策定後の実質化に向けて、担い手が農地利用の集積・集約化を図りながら経営規模を拡大するために、資金面では「地域集積協力金」等を活用することが必要と考えます。

また、農地中間管理事業がさらに活用されるよう、関係機関・団体等と連携を図り、そのメリットや活用方法、手続きなどについて、広く情報発信するとともに、推進体制を構築することが必要と考えます。

(3) 基盤整備事業のさらなる推進

農地利用の集積・集約化を進めるためには、未整地の農地や排水不良の農地が多く足かせとなっています。

基盤整備事業は、生産性の向上を図り、担い手への農地利用の集積・集約化に寄与することから、さらなる推進が必要と考えます。

事業の実施にあたっては、地域の実情に応じた適切な区画の圃場や用排水路の整備等を進めることが必要と考えます。

(4) 担い手の確保及び育成に対する市単独事業による支援

担い手の中心となる家族経営体への農地利用の集積・集約化に向けた支援や、地域における集落営農組織の法人化に向けた支援を行うとともに、担い手に対

する借り受け面積に応じた助成金の交付等、本市の実情に合った市単独事業による支援制度を構築することが必要と考えます。

(5) 農業機械の導入等支援

多様な担い手に対して、農業機械等設備の新規取得や更新に対する支援、離農者の中古機械等の利用、各種機械等のリースなどができるような仕組みを構築することが必要と考えます。

また、共同利用施設の設置を検討する集落営農組織に対して、支援を行うことが必要と考えます。

(6) 市農業生産振興ブランド戦略プラン推進事業の活用推進

生産性と収益性の高い農業経営を確立するためには、市農業生産振興ブランド戦略プラン推進事業の活用を推進することが必要と考えます。

2 遊休農地の発生防止・解消に関する事項

農地は農作物を生産するだけでなく、防災や自然環境の形成など、多様な役割を担っており、安定的な利活用と保全が重要となっています。

また、遊休化した農地は、病虫害の発生原因や有害鳥獣の棲みかとなるなど、周辺農地への影響も危惧されます。

こうしたことから、遊休農地の発生防止・解消に向けて、次の事項に対応することが必要と考えます。

(1) 日本型直接支払制度の活用促進及び継続的支援

新たな遊休農地の発生を防ぎ、中山間地域等有する多面的機能を維持・確保するため、引き続き、中山間地域等直接支払制度による適切な農地の管理に取り組む、意欲ある地域を支援することが必要と考えます。

また、農地の持つ水源のかん養や自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能の適切な維持・管理を図ることは、遊休農地の発生防止・解消にもつながることから、多面的機能支払制度が多くの地域で活用されるよう、事業説明会などを通じて周知を行うことが必要と考えます。

(2) 鳥獣被害対策の支援

鳥獣被害は農業者の耕作意欲を減退させ、結果的に農地を遊休化してしまう現状があります。

被害防止のためには、電気柵等の導入や更新の補助をはじめ、狩猟活動に要する諸費用の軽減対策の拡充やハンター確保のために啓発活動を行う関係部署と連携した支援が必要と考えます。

(3) 太陽光発電設備設置後の関係機関による連携強化

昨今、太陽光発電設備へ転用される遊休農地が多く見受けられます。

農地の転用に限らず太陽光発電設備の設置により、大雨等の際に、水路や農道に土砂が流入し、周辺の営農に支障をきたす案件も生じていることから、太陽光発電設備を設置した後も、周辺の営農に支障をきたさないよう関係部署との連携を強化することが必要と考えます。

(4) 被災農地に対する公的支援の確立

自然災害によって耕作できない状態となり、個人の資力では農地への復旧が困難なため、そのまま遊休農地化してしまうという問題があります。

今後もこういった事例は増えていくと想定されるので、農地は水源のかん養や自然環境の保全等の多面的な機能も担っていることから、被災農地の復旧には公的な支援策を確立することが必要と考えます。

(5) 栽培管理に負担を要しない作物の推奨

遊休農地は、その多くが担い手の高齢化や後継者不足等により農地の保全が困難になった結果として発生したものであります。

このため、地域の気候や営農状況に適した作物の導入を進めるとともに、同時に高齢者や兼業農家が営農を継続できるよう、栽培管理に負担を要しない作物を勧めることが必要と考えます。

(6) 親元就農及び第三者継承への支援

農地や施設・機械などの「有形資産」と、技術やノウハウ、信用などの「無形資産」を、親元就農者や地域の担い手、新規就農者へ引き継いでいく「第三者継承」の取組みについて、本市独自の支援制度を創設することが必要と考えます。

(7) 一般市民を対象とした農業体験の推進

令和5年4月の法改正により、農地を取得する際の下限面積要件が撤廃され、農業経験がない方からも「家庭菜園をやってみたい」といった相談が寄せられています。

このため、遊休農地をあっせんするほか、遊休農地の活用方法の一つとして、

市民を対象とした農業体験や市民農園などの取組みを推進することが必要と考えます。

3 新規参入の促進に関する事項

農業従事者の高齢化や担い手の不足に伴い、将来の本市農業における担い手を確保・育成することは喫緊の課題であることから、新規参入の促進に向けて、次の事項に対応することが必要と考えます。

(1) 新規就農者に対するサポートの充実

本市では、新規就農の相談窓口として、「いわき地域就農支援センター」を設置しているが、同センター以外にも身近な相談窓口を新設するとともに、関係機関・団体間であっせん可能な農地情報や就農支援メニューを共有するなど、連携を密にした支援体制の強化を図ることが必要と考えます。

また、農業者の高齢化や担い手が不足するなか、持続可能な農業の実現に向けては、血縁者による後継以外にも、農業に興味を持つ方が新規参入しやすい仕組みを作ることが必要と考えます。

(2) 農業経営や農業技術向上のための支援

新規就農者が早期に経営の安定を実現することができるよう、農業経営や農業技術の向上など、就農後の支援やサポート体制を充実させるとともに、第一線を退いたものの農業経験が豊富な方や農業機械の取り扱いに精通した方などを、指導者として確保することが必要と考えます。

(3) 市独自の研修・助成制度の充実

新規就農者を増加させるためには、本市独自の新規就農者研修制度や種苗・資材などに対する助成制度を創設するとともに、農業機械の取得、施設の整備などに対する本市独自の助成制度を拡充することが必要と考えます。

(4) 移住者へのきめ細かな支援及び本市農業の情報発信の強化

市外から移住し就農する者への支援として、空き家バンクとの連携による住居のあっせん、地域における受入れ体制の構築、農業体験会の開催などに取り組むとともに、本市農業の特徴や利点、栽培品目別の就農成功事例などの情報発信を強化することが必要と考えます。

(5) 磐城農業高校の生徒を次世代の担い手として育成するための取組みの充実

市内唯一の農業高校である磐城農業高校の生徒は、最先端の農業技術を習得しており、本市の次世代農業の担い手として大いに期待されます。

このため、卒業後の地元就農につながる取組みとして、季節に応じた就農体験など担い手農業者との交流や意見交換の場を拡充させることが必要と考えます。

4 その他の必要な事項

前述の3項目以外に、本市農業のさらなる振興・発展に向けて、次の事項についての対応が必要と考えます。

(1) いわきブランド農産物の生産振興と販路拡大への支援

いちご、トマト、ナシ、ネギ、米などのブランド作物について、引き続き生産振興を図るとともに、販路拡大についても継続的に支援することが必要と考えます。

(2) 女性農業者のための様々な業種との交流や各種研修による6次産業化の推進

女性農業者には6次産業化に積極的な考えをもつ方が多いことから、女性農業者に対して、関連する様々な業種の方々との交流・連携を支援するとともに、様々な研修機会を充実させることにより、6次産業化を推進することが必要と考えます。

(3) 環境保全型農業の確立

国は、健康な食生活や持続的な生産・消費の活性化を図り、持続可能な食料システムを構築するために、「みどりの食料システム戦略」を策定しています。

本市においても、畜産農家との耕畜連携による堆肥の土壌還元や土壌微生物を活用した減農薬・有機栽培の普及拡大を図ることにより、環境保全型農業を確立することが必要と考えます。

(4) 規格外農作物の加工・商品化

生産者が丹精を込めて作った野菜や果実などが、味は変わらないのに、形が不揃いであることや若干の傷があるだけで規格外農作物とされ、市場に流通せずに廃棄される現状があります。

規格外農作物については、消費者のニーズを見極め、本市の生産物の特性に

応じた製品に加工して商品化するなど、6次化の取組みを推進することが必要と考えます。

(5) 多核種除去設備等処理水に関する適切な対応

多核種除去設備等処理水の海洋放出が科学的に安全であることが広く理解されなければ、これまでの関係機関の尽力によって和らいできた風評が再燃し、その犠牲になることは明らかであります。

そのため、国等が責任をもって国民や関係者に対してその安全性を丁寧に説明し、農業者が安心して営農できる環境が実現されるよう、市には国等に対して適切な対応を働き掛けることを望みます。